

塩尻市斎場予約システム使用に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、塩尻市斎場予約システム（「以下システム」という。）使用に関する取扱に関して、塩尻市が行うサービスについてシステムを使用するもの（以下「使用者」という。）が守らなければならない事項について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ID 使用者を識別する符号をいう。
- (2) パスワード システムへの接続に必要な暗証番号をいう。

(使用申請)

第3条 システムを使用しようとする者は、市長に使用の申請をし、許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項において提出された申請書の内容が適当と認めるときは、システムに使用者登録を行い、IDを交付する。

(使用許可の取消し)

第4条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取消し、又は期間を定めて停止を命ずることができる。

- (1) システムの使用に関し、この取扱要項に違反したとき。
- (2) 必要以上に予約、取消しを行ったとき。
- (3) 故意に正常なシステムの運用を妨害したとき。
- (4) パスワードを他の者に遺漏したとき。
- (5) システムの使用が長期間ないと認められるとき。
- (6) その他管理上支障があると市長が認めるとき。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この取扱を厳守し、責任と自覚をもって使用しなければならない。
- (2) 使用中に不具合が発生した場合、市長に報告すること。
- (3) 予約は1体につき1件とし、死亡の事実が発生してから行うこと。
- (4) 予約の取消しは極力行わないこと。

(5) その他システムの使用に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

(転貸等の禁止)

第6条 使用者は、使用許可を受けたID及びパスワードを他の者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(ID及びパスワードの管理)

第7条 使用者は、責任をもって使用許可を受けたID及びパスワードを管理し、他の者に遺漏してはならない。

(登録の変更等)

第8条 使用者は、申請書により届け出た内容に変更が生じたとき、速やかに市長に申請をしなければならない。

(障害の発生)

第9条 市長は、システムに障害が発生した場合は、使用者に対して障害が復旧するまでの予約受付方法等をメール又は文書により通知するものとする。

2 市長は、システムに障害が発生したことにより使用者に損害がでた場合において、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 市長は、使用者が故意に、又はシステムの正規な使用方法に従わず、システム又はデータを消去又は破損させたときは、使用者に対しその損害の賠償を求めることができる。

附 則

この要項は、令和元年8月20日から施行する。